

第1条（会の目的）

本会は、会員の葬儀において会員及びその家族に掛かる経済的、精神的負担を軽減することを目的とし、葬儀の生前予約、安全で確実な施工、費用等の準備、情報の提供、その他多義にわたる相談などの便宜を図り、会員のより豊かで安心のできる生活を扶助することを目指して発足されたものである。

第2条（名称）

本会は、その名称を「一心の会」とする。

第3条（所在地）

本会の事務局は静岡県磐田市白羽174-1に置くものとする。

第4条（運営）

本会は、その運営及び、次項第5条の内容を、株式会社未来計画 葬祭事業部「磐南葬祭」が行うものとする。

第5条（事業）

本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

1. 葬儀等に関する情報の提供、定期刊行物の発行。
2. 第10条に定める葬儀費用及び、花環・生花等供物費用の会員割引。
3. 税務、相続、各種手続きの相談。
4. 会員特典に関する情報の提供。

第6条（会員の資格）

本会は、その趣旨に賛同し、本会規約を承認する者であれば、その入会を認める。

第7条（入会金と年会費）

本会に、会員として入会を希望する者は、入会金として金一万円を納入するものとする。
年会費、月々の掛金は不要とする。

第8条（加入の手続き）

第6条によりその加入を認められたものは、本会の申込書に必要事項を記入の上、第7条に定めた入会金を納め、会員証の発行をもって手続きの完了とする。

第9条（会員資格の始期と範囲）

会員資格の始期は、第8条による加入の手続きを完了した日時とする。但し、会則第10条3～6に定める会員割引については、加入手続き完了の3日後よりその権利が発生するものとする。
また会員の権利は会員本人から3親等以内の親族の葬儀に行使できるものとする。

第10条（会員割引）

会員は以下すべての割引、サービスを受けることができる。

1. 花環代金の10%割引
2. 生花・籠盛代金の5%割引
3. 通夜ホール使用料の全額、または通夜自宅飾り代金の半額。
4. 遺影写真制作（四つ切写真及びバック消し）代金の全額。
5. 会葬礼状印刷代金の全額。
6. ホール葬儀の場合、当社からの花環。

但し、会則第10条1～2を行使する場合は、会員証の提示により割引とする。

第11条（その他会員特典）

会員は以下の特典を受けることができる。

1. 葬儀費用貯蓄用終身保険への加入。
2. 当社指定の宿泊施設のご紹介。

第12条（会員の権利と譲渡）

会員の権利は「永久会員」とする。

会員本人が死亡した場合は、原則、2親等（兄弟を除く）までを譲渡可能とし、会員証の発行をもって譲渡完了とする。

第13条（クーリングオフ）

入会手続きを完了した会員は、入会日を含む8日間以内に、申込みを撤回することができる。
すでに支払われた入会金は遅滞なく全額返金される。

第14条（告知義務違反）

入会申込みの際、会員が故意または重大な過失により虚偽の記載をした場合は、会員の資格を失うものとする。
すでに支払われた入会金は、会則第15条に従うものとする。

第15条（退会）

会員は本人の意志を以て自由に退会できる。但し、入会金は返金しないものとする。

第16条（変更事項の届出）

会員は入会申込書に記載した事項（住所移転、氏名変更等）に変更が生じた場合、速やかに事務局に連絡するものとする。

第17条（会則の変更）

本会則に変更すべき事由が生じた場合は、会員の意志を尊重した上で規定し、書面をもって各会員に通知する。